

令和6年度 第5回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年8月13日(火)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (28人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口恵治君	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員 (3人)

7番 長田守正君	10番 勝亦里沙君
23番 勝亦康雄君	

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について  
報 第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案  
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案  
議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 石田 真由美 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

## 会議の概要

- 事務局長      ただ今から令和6年度第5回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長            --会長挨拶--
- 事務局長      ありがとうございました。  
本日の出席の報告ですが、7番長田守正委員、10番勝亦里沙委員、23番勝亦康雄委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めさせていただきます。  
会長よろしくお願ひいたします。
- 会長            これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願ひいたします。
- 会長            日程3 議事録署名人の指名ですが、9番伊倉ふさ子委員、1番勝又忠好委員よろしくお願ひします。
- 会長            日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長            日程5 農地法に関する報告事項に入ります。  
報第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局        議案書の1ページをお願いします。  
最初に議案書の訂正をさせていただきます。番号1の所在地の訂正をお願いします。  
報第8号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年8月13日報告。今月の4条の届出は1件です。  
  
(番号1について内容の読み上げ)  
  
以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長            ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。  
  
(質問、意見等 なし)
- 会長            報告事項でございますので、ご了承お願ひします。
- 会長            続きまして、報第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受

理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第9号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年8月13日報告。今月の5条の届出は3件です。

(番号1～3について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第17号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年8月13日提出。今月の3条許可申請件数は14件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 284 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与するものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号2から11について地権者は違いますが、同一業者による営農型太陽光の申請になります。今回の議案書について、転用部分の面積が引かれていませんが、転用面積を引いた面積を許可面積としますのでご承知おきください。件数が多いのでそれぞれ営農部分と地上権部分について説明させていただきます。

整理番号2、4、6、8、10

(議案書の内容読み上げ) 畑、原野(畑) 3,702 m<sup>2</sup> 外18筆

譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、経営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。

営農部分においては、整理番号2、6についてはお茶、整理番号4はさつまいも、整理番号8はレモン、整理番号10はプラムを栽培する計画となっております。

4番委員

もう一度お願いします。

事務局

整理番号2、6についてはお茶、整理番号4はさつまいも、整理番号8はレモン、整理番号10はプラムを栽培する予定です。

整理番号2、4、6、8、10について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

次に地上権の部分について説明させていただきます。

整理番号3、5、7、9、11

(議案書の内容読み上げ) 畑、原野(畑) 3,702 m<sup>2</sup> 外18筆

譲受人は営農型太陽光発電のための太陽光パネルを設置し賃貸借により譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。

整理番号3、5、7、9、11について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で営農型太陽光の説明を終わりにします。

番号12(議案書の内容読み上げ) 田 1,818 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号12について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号13(議案書の内容読み上げ) 畑 1,336 m<sup>2</sup>

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号13について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号14(議案書の内容読み上げ) 畑 1,371 m<sup>2</sup>

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号14について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1番について担当委員より調査結果の報告を求めます。

30番委員

調査日は令和6年8月7日です。譲渡人については電話にて、譲受人については現地にて調査いたしました。

申請行為について、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容ですが、譲渡人は遠方に在住です。今後も御殿場市には戻らない予定です。そのため農業を続けることは困難であるため数年前より、譲渡人を探

しておりました。譲受人は経営規模拡大のため農地を探しておりました。譲渡人と譲受人は兄弟であります。譲渡人より農地の贈与を受けるための申請です。

効率的な利用、取得する農地は自宅より450m、徒歩6分の所にあります。農作業従事者は本人夫婦と子供一人の計3人です。本人は60年の経験があります。現在所有する農地は水田が主であり、新たに取得する農地については畑として利用するそうです。以上のことから、新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画ですが、新たに取得する農地は、畑として活用する予定です。

転貸しですが、転貸しはありません。

地域との調和、農地利用については、地元の取り決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことでございます。

以上で調査内容の報告を終わります。よろしく願いいたします。

会長

続きまして、整理番号2番から11番について担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

全て共通した内容ですので、調査の結果も同じ内容になります。

調査日は令和6年8月3日です。それぞれの譲渡人は現地、電話等の対応でさせていただきました。譲受人とは立ち合いをお願いしました。

2番について、申請ですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容ですが、譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、経営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものでございます。

効率的利用の関係ですが、取得する農地は自宅から3.6kmで車で20分程です。農作業従事者については現在3人で農業経験がいずれも3年から5年で、認定農業者になっているということです。今後作業員も増員予定があります。農機具については茶刈り機、耕運機、草刈り機、スナッピーなどを所有しています。2番では借り受ける農地はお茶を栽培するということです。

耕作管理計画については、新たに取得する農地はお茶を栽培するとのことです。

転貸しの関係については、ありません。

地域との調和の関係ですが、地域の取り決めに従って、支障の無いように農作業を行うということございまして、内容につきましても、それぞれ同じ内容ですが、作付けする作物が、お茶、さつまいも、レモン、プラムになっております。調査の内容については、同じ内容でございますのでご理解いただきたいと思っております。

営農型太陽光発電を設置する譲受人につきましては、区分地上権を設定するということございまして、農地の上に太陽光パネルを設置するということの申請になっております。こちらにつきましては、令和6年8月7日、譲受人に連絡を取らせていただきまして、確認をさせていただきました。

内容については、間違いありませんということございまして。報告については、内容が同じですので以上でご理解いただきたいと思っております。

譲受人が農地を借りているわけですが、作付けして農地として利用するということがございますが、プラム、レモン等と作付けしますが、譲受人にも確認して大丈夫なのかなという話をさせてもらいました。農地としてしっかり利用されていくかということが気

になるところでございます。これについては、見守る、気をつけて見ていきたいと感じました。

以上でございます。お願いします。

会長

続きまして、整理番号12番について担当委員より調査結果の報告を求めます。

27番委員

調査日は令和6年8月3日です。譲渡人、譲受人と譲受人の父親、私と4人で現地にて調査をいたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容ですが、譲受人は経営規模拡大のため、また高齢により農業規模を縮小したいと考えていた譲渡人から農地を買い受けるための申請でございます。

農地の効率的利用についてですが、取得する農地は自宅のすぐ裏にあり、地続きの場所にあります。徒歩10秒ぐらいのところですが。農作業従事者は本人と両親で本人は30年、両親は50年以上の経験があります。農機具については、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しております。現在所有する農地については、水田耕作が主であります。新たに取得する農地についても、水田と一部畑として利用することです。以上のことから新たに取得する農地も、効率的に耕作管理されると思います。

耕作管理計画ですが、新たに取得する農地は水田と一部畑として作付けする予定とのこと。

転貸しについてはありません。

地域との調和ですが、地域農業集落の取り決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのこと。

以上です。

会長

続きまして、整理番号13番について担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

調査日は令和6年8月5日です。譲渡人は遠方のため電話確認をいたしました。譲受人と私とで、現地を確認いたしました。

申請行為については、間違いはありません。

権利の設定等は、特に問題はないと思います。

効率的利用については、譲受人は研修施設の食堂を運営しています。野菜高騰等がありあり、野菜を今までもやっていたらしいですが、拡張するというので、ちょうど良い土地があったので、購入するということになり、申請にいたしました。

場所は、5、6分ぐらいです。位置的には、大きな問題はありません。設備もトラクター、耕運機を所有しています。現地は、昨年まで管理されておりました、畑は作っていなかったが、草刈りもされていたので、すぐに使える状態でした。今年からは、機械を入れて、耕作を始めるということ。

転貸しについては、問題ありません。

場所的にも、地域との調和とその他は、集落確認は取れていますので、問題ないと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

会長 続きまして、整理番号14について担当委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員 調査日は令和6年8月3日です。調査場所は現地及び自宅で行いました。譲渡人が出張のため母親と現地で聞き取りをしました。  
申請行為ですが、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。  
権利の設定、移転等の内容、新規就農を求めている譲受人と規模縮小を考えていた譲渡人との話がまとまり、所有権の売買契約を結ぶものです。  
効率的利用、取得する農地は自宅から2.5kmで、車で10分です。農作業従事者は本人と夫、子供の計3名で行うということです。本人は家庭菜園を30年の経験があります。農機具については、小型耕運機1台、草刈り機2台を所有しています。必要な農機具はリース及び購入の予定だそうです。新たに習得する農地は畑として管理されており、今後も畑として耕作管理されると思われます。  
耕作管理計画、取得する農地は畑として管理されており、今後も畑としてブルーベリー、苺、いも類を作付けする予定です。不明な点は農協等に指導を受け耕作することです。  
転貸しはありません。  
地域との調和、現地の農地利用について地元の取り決めに順守し農作業を行うということです。  
以上です。よろしく審議をお願いします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 太陽光の関係ですので、何がございましたらお願いします。  
無いようなので、採決に入りたいと思います。静岡県の農業委員会の常設審議委員会にかけさせていただきますので、最終的判断をされるということでご了承願いたいと思います。

会長 本案について賛成の方は挙手願います。  
  
(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。  
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いします。  
議案第18号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年8月13日提出。今月の5条許可申請は9件です。  
初めに訂正をさせていただきます。議案6番の合計筆数が4筆となっておりますが、7筆になりますので、修正をお願いいたします。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 1,743 m<sup>2</sup>  
転用内容は、賃貸借による太陽光発電施設です。  
農地の区分は、第2種農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 203 m<sup>2</sup>  
転用内容は、使用貸借による自己住宅です。  
農地の区分は、第2種農地に区分されます。

番号3（議案書の内容読み上げ）田 299 m<sup>2</sup>  
転用内容は、使用貸借による分家住宅です。  
農地の区分は、第1種農地に区分されます。

番号4（議案書の内容読み上げ）田 1,630 m<sup>2</sup>  
転用内容は、売買による太陽光発電施設です。  
農地の区分は、第2種農地に区分されます。

番号5から9番については、3条で議題があがっていたものと一帯の事業となります。  
営農型太陽光発電事業を目的とした申請となります。

番号5（議案書の内容読み上げ）畑 17.35 m<sup>2</sup>  
転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設です。期間は許可日から10年間の一時転用です。  
農地の区分は、農用地区域内農地、青地に区分されます。

番号6（議案書の内容読み上げ）畑、山林（畑） 17.83 m<sup>2</sup>  
転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設です。期間は許可日から10年間の一時転用です。  
農地の区分は、農用地区域内農地と第2種農地が混在しています。

番号7（議案書の内容読み上げ）畑 30.339 m<sup>2</sup>  
転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設です。期間は許可日から10年間の一時転用です。  
農地の区分は、農用地区域内農地と第1種農地が混在しています。

番号8（議案書の内容読み上げ）畑 30.058 m<sup>2</sup>  
転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設です。期間は許可日から10年間の一時転用です。  
農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号9（議案書の内容読み上げ）田 27.302 m<sup>2</sup>  
転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設です。期間は許可日から10年間の一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和6年8月11日です。譲受人、譲渡人と現地で行いました。

申請行為については、申請人双方とも申請行為については本人が申請したものであり、内容に間違いはないということでございます。

転用理由ですが、譲受人は太陽光発電を行うということで、譲渡人が高齢により耕作ができず休耕地となっている農地を借り受けるものであり、やむをえないと判断しました。

資金の関係ですが、資金については、太陽光設備費と20年後の撤去費を含めて自己資金で対応するということでございます。

他の権利者の関係ですが、他の権利者の設定はございません。

転用時期ですが、転用時期については許可後すぐに着工したいとのことでございます。

他法令については、他法令による許可関係は協議しているということでございます。

転用面積は1,743㎡で必要最小限であると考えております。

周辺への影響ですが、万が一被害が生じた場合は、責任をもって対処するとのことでございます。

よろしく願いいたします。

会長

整理番号2番および3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

6番委員

調査日は令和6年8月5日です。調査場所は現地と自宅です。

申請行為について、譲受人と譲渡人は実の親子であり、申請人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由、譲受人は現在妻と子供2人の4人家族で市内の賃貸アパートに仮住まいをしています。農家住宅敷地に離れの建築を検討しましたが、農作業や倉庫の通行に支障が発生するため本申請地に建築を計画しました。

資金については、土地整地費、家屋建築費を金融機関から借り入れて対応することです。

他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令、聞き取りの結果、他法令についてですが、都市計画法は事前協議が済みであり、許可見込みとの回答を得ていますので、今月中には正式に申請するとのことです。

転用面積は203㎡で事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響、雨水、排水等で付近農地に被害を出さないよう十分留意します。万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことです。

2番は以上です。

番号3です

調査日は令和6年8月4日です。調査場所は現地です。

譲受人と譲渡人は実の親子であり、申請人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由、申請人は現在借家に住んでいます。子供が生まれたので自分の家を建てたく計画をしましたが、土地、建物を求めるには負担が大きいため譲受人所有の申請地を借り受け、住宅を建てる計画をしたことから本申請となりました。分家住宅です。

資金については、土地整地費、家屋建築費を金融機関から借り入れて対応するとのことです。

他の権利設定、他の権利設定はありません。

転用時期、転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令、都市計画課及び管理維持課と調整済みであり、許可後に御殿場市へ相互帰属のための手続きを予定しているとのことです。

転用面積、転用面積は299㎡であり、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことです。

3番は終わります。以上です。

会長

整理番号4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

21番委員

調査日は令和6年8月7日です。調査場所ですが、譲受人につきましては、電話で対応しました。譲渡人につきましては、現地で調査を行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人は申請地より離れたところに住んでおり、長年耕作できずに管理に困っていたところ、譲受人より太陽光発電施設用地の話があり譲渡することになりました。

資金につきましては、土地購入費、土地整地費、建築費等自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意ですが、他の権利設定はありません。

転用時期ですが、許可後10月頃から着工する予定とのことです。

他法令につきましては、特に問題ありません。

転用面積は1,630㎡で事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処することです。また、メンテナンスも定期的を実施するとのことです。

以上、よろしく申し上げます。

会長

整理番号5番から9番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査につきましては、5番、6番、7番、8番、9番、共通の調査になります。

調査日は令和6年8月7日です。譲受人とそれぞれの譲渡人と電話での対応ということでございます。

転用につきましては、太陽光発電施設を設置する中での柱の杭、キュービクルの部分の面積の転用申請でございます。内容は共通するものになりますので、ご理解ください。

て、説明させていただきます。

申請行為につきましては、申請人双方とも本人が申請したものであり、内容に間違いはございません。

転用の理由は、譲受人は太陽光発電施設を設置するために必要な面積で、一時転用ということで、10年間ということです。

資金につきましては、全て自己資金で対応するというございます。

他の権利者の同意につきましては、他の権利設定はございません。

転用時期ですが、許可後すぐに着工したいとのございます。

他法令の関係ですが、他法令の関係につきましては、協議をしている状況でございます。

転用面積は、それぞれ必要最小限であると考えます。

周辺への影響ですが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応するというございました。

共通の報告内容になりますので、まとめた形でご理解いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

4番委員

この案件も県に提出するのですか。

事務局

転用面積自体は足場ということで、わずかなものになっておりますが、その下の営農部分の区画の面積が3,000㎡を超える場合は、県への諮問の対象となります。

4番委員

先ほどと同じ考えでよいですね。県のほうから許可がでる。

御殿場市は何でこんなに許可しているのか、言われなんでしょうね。

事務局

県で同意をいただいて、農業委員会会長が許可を出す形になります。

4番委員

ありがとうございました。わかりました。

会長

ほかにございますか。

使用貸借と地上権の関係ですので、ご理解いただきたいと思ひます。

会長

無いようなので、採決に入りたいと思ひます。

本案について賛成の方は挙手願ひます。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。県に報告という形で上程させていただきます。よろしくお願ひします。

会長

次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について 審議をいたします。

なお本議案につきましては、整理番号2に議事参与の制限に該当する委員がおられますので、まず整理番号1、3、4について審議をいたします。その後整理番号2番について審議をいたします。それでは、整理番号1、3、4について事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の10ページをお願いします。

議案第19号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和6年8月13日提出。

議案書11ページの議案第19号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が8月14日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が4件で、合計面積は8,910㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

整理番号2については、あとで説明いたします。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 1筆 547㎡

番号3、4 (議案書の内容読み上げ) 3筆 5,794㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、整理番号2について審議します。

なお本議案につきましては、12番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、12番委員はご退席をお願いいたします。

(12番委員退席)

会長

それでは整理番号2について、事務局から説明を求めます。

事務局 整理番号2について説明いたします。  
番号2 (議案書の内容読み上げ) 1筆 2,569㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 12番委員は戻ってご着席ください。

(12番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案とおり決定されたので、ご報告いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 (連絡事項)

1. 農地利用状況調査について (お礼)
2. 令和6年度農地利用最適化推進研修会について
3. 地域計画について (現在の状況説明)
4. 地域計画研修会について

4番委員 地域計画の研修会は1回目、2回目と内容が違うということですが、両日出席しないといけないですか。

事務局 都合が合う方は出てほしいです。

4番委員 出席の報告はいつまでですか。

事務局 詳細については、後日ご案内させていただきます。まずはこの日に行うとういうご案内とさせていただきます。

4番委員 わかりました。

事務局

ほかにございますか。

5. 先進地活動事例（京都府農業会議）の紹介並びに協議
6. 農業会議情報のご案内
7. 次回総会 9月12（火）午後2時00分  
御殿場市民会館 3階 第7会議室
8. 視察研修について

事務局長

長時間にわたり、ありがとうございました。令和6年度第5回総会を閉会いたします。

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名人

9番

\_\_\_\_\_

議事録署名人

1番

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_